

平成19年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び閉会 平成19年6月27日 午前10時00分 開会
午後 3時04分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	12番	野 志 昭
13番	西 川 弥三郎	14番	南 要
15番	亀 井 一二三	16番	高 井 悦 子
17番	白 石 栄 一	18番	石 井 文 司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	認 谷 裕 彦
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	高 木 久 雄
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 4番 藤井本 浩 15番 亀 井 一二三

7. 議事日程

日程第1 議第24号 葛城市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を
改正することについて

- 日程第 2 議第 2 5 号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第 3 議第 2 6 号 平成19年度葛城市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 4 議第 2 3 号 市道の認定について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	16	高 井 悦 子	1. 歴史教育について	担当部長 教育長
			2. 学童保育の拡充について	担当部長 市 長
2	6	阿 古 和 彦	1. 学校施設内の遊具の安全について	担当部長
			2. 市内の公園の管理並びに管理責任について・遊具の安全について	担当部長
3	17	白 石 栄 一	1. 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員 選挙の結果について	市 長
			2. 公共工事の入札・契約手続きの改善のため	副市長 担当部長

開 会 午前10時00分

野志議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第24号から日程第3、議第26号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

13番、西川弥三郎君。

西川総務文教常任委員長 去る21日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議第24号から議第26号までの3議案につきまして、22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第24号議案についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号議案についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号議案についてであります。

質疑では緊急地方道路整備事業補正予算の内容説明を求める問いに対し、川の形状によりまして、長さが当初予定していたよりも延長する、長くなる必要が生じたという答弁がありました。

また、その工場誘致について、機敏に道路整備ができるならば、子どもの安全等に係るその他の道路整備にも早急に取りかかってほしいという要望もありましたことを申し添えます。

討論なく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託されました議案についての報告といたします。

野志議長 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第24号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 異議なしと認めます。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第25号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 異議なしと認めます。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第26号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第23号議案を議題といたします。

本案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果を委員長に報告を求めます。

7番、川辺順一君。

川辺都市産業常任委員長 それではご報告いたします。

去る21日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました議第23号議案につきまして、25日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

付託されました議第23号議案は、市道の認定についてという議題でございます。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会の報告といたします。

野志議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

野志議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

10時30分より会議を再開いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時30分

藤井本副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

野志議長所用のため、私がかかわって議長の職務を行います。

日程第5、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月21日の通告期限までに通告されたのは3名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。

最初に、16番、高井悦子君の発言を許します。

高井悦子君。

高井議員 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。2点でございます。

まず1点目、歴史教育についてということで質問をさせていただきます。

日本青年会議所が制作をいたしました「誇り」というDVDビデオが、教育の一環として学校現場に持ち込まれようとしていた問題で、一般質問を予定させていただいておりましたが、誤った歴史観を学校現場に持ち込ませないという全国的な世論の批判を受けまして、日本青年会議所は文部科学省に、この委託契約を辞退するということの表明をいたしました。このような状況の変化がありましたことから、このことによって、学校教育に教材としてこのアニメーションビデオが使われる可能性は少なくなりましたが、既に全国各地の学校や地域などで上映されてるという実績もあることから、また今後、地域上映会という形で、市や教育委員会との共催や後援などの協力要請も考えられますことから、どういった内容のビデオなのか、ぜひ知っておいていただき、適切な対応をお願いしたいというふうに思います。

「誇り」と題しましたこのアニメは、戦死した青年が現代にあらわれ、女子校生を靖国神社に誘います。そして青年は語りを通して、日本は自分の国を守るために戦争をした。アジアを解放するための戦争だったという主張を繰り返します。また、日本の植民地支配については、日本はこれらの国を近代化するため道路を整備し、学校を建設した。こう言うだけで、日本の朝鮮や中国などへの侵略支配の問題、従軍慰安婦や強制連行などの数々の加害や歴史上の事実には一切触れられていないわけであります。このような歴史観、戦争観は、戦後、日本の国際社会復帰の原点と戦争の痛苦の反省から生まれた日本国憲法の精神を否定するもので、過去の戦争への反省とおわびを述べた河野官房長官談話や村山談話などの政府見解にも反するものであります。このDVDで取り上げられている歴史観は、靖国史観そのものであり、安倍首相の言う美しい国日本という国家観に通じるものであります。

こうした歴史観、靖国史観が実際の歴史上の事実と反するばかりか、アメリカ議会の決議書などにも見られますように、国際社会からも厳しい批判が起きているところであります。このような誤った歴史観や侵略戦争を美化する戦争観を植えつける今回のDVDアニメ「誇り」を文部科学省の委託事業として、教育現場で教材として上映するなど、とんでもないことであります。世論の批判を受けて、契約の辞退、こういったことは当然のことだというふうに思います。このような内容のDVDであることから、今後、同趣旨の講演会などについて、市として後援や共催、こういった要請に安易な協力を行うことのないよう求めるものですが、担当部局のお考えをお伺いいたしたいと思っております。

次に、2点目です。

学童保育の拡充について、お伺いをいたします。

ご存じのように、学童保育は親が働いていて家庭にいない、留守家庭の小学低学年の子どもと、葛城市では幼稚園の子どもも含み、放課後や土曜日、夏休みなどの学校休業日の1日を安全で、そして子どもたちの発達にふさわしい放課後が過ごせるよう、放課後児童健全育成事業として次世代育成支援行動計画にも位置づけられているところであります。今、学童保育を必要とする児童は増え続け、共働きや一人親家庭がふえていることなどあわせまして、この間、子どもが放課後に被害に遭う痛ましい事件が相次ぐなど、学童保育は安全対策の面からも一層切実になっていることが伺えるわけであります。

葛城市においても、学童保育児童数は急激に伸びております。5年前の平成14年度、これは旧町の合計数字ですけれども、五つの学童で107人の登録者であったものが、現在では319人にもなっている、このようにお聞きをしました。これはこの間の経済や社会情勢の流れの中で、学童保育に対する必要性や要望が非常に強くなっているあらわれで、行政として、これらに対応できる学童保育の体制づくりが急務になっているのではないのでしょうか。学童保育所は子どもたちが学校から「ただいま」と帰り、指導員の「おかえり」の声で迎えられます。それは家庭でもない、学校でもない、子どもたちにとっては生活と遊びの場所であり、学校から帰ってきてほっとする場所でもあるわけです。葛城市の学童保育の施設は、新庄地域では学校の空き教室で、當麻地域では児童館の一室で開設されてお

りますが、それぞれ施設の形態の違いはあっても、子どもたちが放課後を楽しく安全に過ごすことができ、生活の場にふさわしい施設として整備されていなければなりません。学童保育の児童がふえ続けている中で、現状の施設での保育環境がどのようになっているのでしょうか。それぞれの学童の登録人数、各施設の定員、教室の広さ、幼稚園や小学校の運動場の使用など、外遊びができる場所はあるのかなのか、こういった現状をそれぞれお教えいただきたいというふうに思います。

特に、新庄小学校区の学童保育の現状をどのようにお考えになってるのでしょうか。この点は特にお伺いをしたいと思います。

壇上での質問は以上でございます。再質問は自席から行います。

藤井本副議長 宮西教育部長。

宮西教育部長 16番、高井議員のご質問にお答えいたします。

このアニメDVDを学校現場での使用を要望された場合の対応についてでございます。現時点で日本青年会議所からは教育委員会事務局及び市内小・中学校に届けられておりません。よって、内容についての検討ができない段階でのコメントは差し控えさせていただきます。

ただ、もし学校現場での使用要望が寄せられた場合、学校と教育委員会で内容をよく検討し、対応の仕方を考えたいと存じます。

次に、このアニメDVDを上映するイベントに当たっての教育委員会への講演会依頼への対応についてでございます。

本市教育委員会では後援承認基準を設けておまして、その中で事業の内容の選定基準として次の4項目を設け、それらをすべて満たすものを後援させていただいております。

1、その目的が明らかに教育・芸術・体育及び文化の普及向上に寄与するもので、公益性のあるもの。

2、教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないもの。

3、政治的な主義・主張または宗教の色彩を持たないもの。

4、公益に渡るものとなっております。

後援の可否につきましては、この基準に照らしながら、定例教育委員会で慎重に協議、判断を行っておるところでございます。ということで、ご理解願いたいと思います。

これで答弁を終わります。

藤井本副議長 田宮保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま16番、高井議員の方から学童保育の拡充についてということで、内容的にご質問いただいたところでございます。

答弁といたしまして、本市の学童保育事業は近隣の市の中でも対象1年生から4年生、また、幼稚園児の4歳、5歳児を含んで幅広くなっておるところでございます。こうしたことから、保護者の方々に喜んでもらっているというところがございます。

しかし、近年の社会情勢、女性の社会参画等によりまして、年々ご指摘のように学童保育の利用が増加しているのが現状でございます。こうした中で子どもの幸せを第一に考え

つつ、利用者の生活実態、意向を踏まえながら、地域のバランスなども考慮し、子育て支援の充実に努力しているところでございます。

また、放課後子どもプランが2学期から試行的に実施されますが、この事業の状況も踏まえながら児童の健全な育成を図り、さらに充実してまいりたいと考えておるところでございます。

ご質問の、特に新庄校区の学童保育の環境整備についてご質問いただいております。現在進められております道路整備計画に伴いまして、利用している施設が取り壊されるという計画になっておるわけでございます。こうしたことから、新たな施設の整備を検討しているところでございまして、整備につきましては現状を踏まえ、今後の動向及びご指摘いただいております問題も視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

質問の中に各施設の面積、定員、利用状況のご質問をいただいたわけございまして、新庄の学童保育につきましては定員40名で、現在登録、19年度の5月の段階での登録人数につきましては87名という登録でございます。利用につきましては、4月、5月の利用の平均で29人ということでございます。

次に、新庄北小学校におきましては定員30名でございまして、現在68名の登録をさせていただいております。2カ月の平均の利用人数につきましては27名という状況でございます。

また、忍海地区の学童につきましても、定員30名でございまして、登録をしておりますのは83名、4月、5月の平均の利用につきましては1日19人ということでございます。

磐城地区の学童につきましては定員60名で、現在登録いただいておりますのが78名、それと2カ月の平均で39名という形でご利用いただいております。

當麻地区の分につきましては定員40名で、登録が39名。利用につきましては19人という状況でございます。

施設の面積につきましては、若干ちょっと調べておりませんので、また後日報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本副議長 16番、高井議員。

高井議員 まず1番目、歴史教育についてですけれども、現実には、先ほども壇上で申し上げましたけれども、青年会議所からいわゆる文部科学省の委託事業としての取り扱いは辞退をするということで、教育現場でのその上映というのはほぼないであろうというふうに思うんですね。その点で、施設関係ではどうかということでお伺いをしましたけれども、施設基準も承認基準を設けてるということでございました。政治的な主義・主張、そして私たちはやはり誤った歴史観を持った、いわばビデオであるということで、非常に問題だというふうに思います。この点について、もしあれば、非常に慎重に、そして厳格な基準でもって実施という、そういうことはないと思っておりますけれども、実施をしないという方向ですべきではないかなというふうに思います。

今、特に教育、歴史教育をめぐる、あるいは今、国会では教育三法というようなことが強行採決されるなど、非常に教育をめぐるの、いわゆる戦前復帰というか、回顧主義的なもの、戦前はよかったというような、そういうのも非常に問題視されるというふうには思っています。教育三法は改悪されました教育基本法を具体化するものですが、義務教育の目標に愛国心、こういったものを持ち込むわけですね。そして教員への統制強化、自治体の教育委員会に対する文部科学省の指示であったり、是正を求める、こういう権限を盛り込んだ中身であるわけですね。このことに政府与党の推薦をした口実にさえ、現場はこのことで抑制されることが非常に強くなるのではないかと、教育に対する意欲をなくすることになるのではないかと、このような懸念も述べられているわけでありませう。まさに教育の自主性、児童・生徒の内心の自由という教育にかかわる憲法の原則を踏みにじるようなものになっていることに、教育関係者、いろんなところで大きな危惧が持たれているところではないかと思えます。

安倍首相が教育再生の参考にすると言いまして、文部科学省が委託事業として採択をしてきました今回のこのDVDビデオは、過去の日本の戦争は正しかったと史実を歪曲し、さらに国を愛する心を子どもたちに教えていかなければならないとする侵略戦争を支え、戦前型の教育に戻そうとする危険さというのが非常に強くあるわけではないかと思えます。国が介入する強制ふるい分けの教育、愛国心の強要などでは、教育の条理と憲法に基づく教育ができないのではないかと。葛城市において、やはりこういった点を十分に考えていただきまして、今後の教育の中身について進めていっていただくようお願いをしたいというふうには思えます。

次に、学童保育の拡充についてお伺いしたわけですが、四つの学童で定員をはるかに上回るような登録者があるわけですね。今の状況では登録している人がすべて来たら、すべて来なくても、大半が来たら、もうどこの児童館もパンクをすると、どこの学童保育もパンクをする状態になるのではないかなというふうには思えます。親は非常に放課後の子どもの状況を心配しますから、登録をして学童保育に行ってほしいという思いがあるわけですね。だからこそ登録をされてる。そのやっぱり親の気持ちをきちっと受け入れて、今来てる人数がこの程度だからということで、これでよしと言うということでは、やっぱり非常に問題ではないかなと。施設面の拡充などを、やはり先を見越した方向づけを、ぜひこれはしていく必要があるのではないかなというふうには思えます。

実は、この学童保育の問題を取り上げますきっかけは、磐城地区の学童利用のお母さんの数人から、学童保育があるから働き続けられる、6時まで時間延長してもらったから働き続けやすくなったよという、うれしいというお声がまず届いてということもお伝えしたいと思います。

それと、やっぱりそれぞれの学童保育の施設の中でいい点、悪い点あるわけですが、やっぱり子どもは外で遊びたい、でも外遊びがなかなかできるような状況になっていない学童保育が多々あるわけですね。磐城の児童館でもそうなんですけれども、子どもは外でボール遊びしたいけれども、部屋の中でしか今は許可をされていないというような状

況があると思いますね。そのこともあって、やっぱり体いっぱい動かしたいという子どもたちにとっては、ほんとにストレスになってると。けんかも絶えないというようなことがあったわけですね。

そういうことがある中で、私はやはりこの時点で五つの学童保育所ありますけれども、どういう状況になってるのかなということで、訪問をさせていただいたんですね。どこも登録者や利用者の大幅な増加があるために大変なことにはあるわけですが、當麻地域の二つの学童は児童館と併設されておりますので、遊具などでの室外遊びをできる、遊具もしっかりあるという。そして、遊びもできるスペースもあるわけですね。学童保育所に求められる安全な生活や遊び場が、少なくとも児童館併設のところでは確保されてるなというふうに私は思いました。

しかし、学校の空き教室を利用しております学童保育について、これは教室の面積数が出ないと、また後でということでございましたけれども、私は特に訪問する中で、新庄小学校の学童保育はほんとに狭い、教室は基準の教室なんですけれども、非常に狭いんですね。今、平均利用者は新庄小学校で30人切れるようなことをおっしゃったんですけれども、土曜日を含めて平均をするとそれぐらいになるかもわかりませんが、現実にはやっぱり30人から40人というのが来てるんですね。

私が行きましたときも、ちょうど子どもたちが、1、2年生ですけれども、帰ってきたところなんです。うわっと入ってきたら、あの狭い教室、その教室も、それも子どもたちがランドセルを入れるボックスありますね。それで教室を区切ってあるんですね。その横に宿題するための長机が幾つも並んでると。まさに子どもらが、どこで宿題終わったら遊ぶのかなというような状態になってると。ましてや遊具も、狭い部屋ですので、そんな遊具も持ち込めないというようなことで、普通の家庭にあるようなブロックを入れるこの程度の箱ですね。そういうブロックが一つあり、トランプがある。ぱたっと折り畳むような小さな五目並べの盤があると。あとはどうしてんのかと言うたら、家から持ってきてもらった自由帳でお絵かきしてますというような、本当にちょっとこれではさみしいなど。特に新庄小学校は運動場が、出られるような運動場がそばにありませんので、ずっと狭い教室の中で、それこそ体を動かして遊ぶような場所もなくいてるというような状況になってるわけですね。忍海小学校、新庄北小学校というのは中庭があったり、幼稚園の園庭を使わせてもらったりということで、遊具がないというのは同じですけれども、少なくとも外で子どもたちがそれなりに遊ぶということもできるということなんです。

部長も新庄小学校の方向づけについてお考えをいただいているわけですが、確かに今の状況の中で、これからますますこの学童保育に対しての利用要望が強まってくるということの中で、あの施設ではとてもできないのではないかなということで、道、道路、中道・諸線との関係も含めて、教室、学童保育の施設については考えていかなあかんというようなことをございますけれども、中道・諸線というのは莫大な費用と、道をつけるに当たってしなきゃならない、今、今年は幼稚園の移動も含めた形が進めようとされてるわけですが、その次には給食センターがあり、あと学校の二つの並びがあり、もし

道路法線上がそのまま行くなれば、学童保育を使っている一番端の教室というのは3棟ともなくなるというような感じになるんですよね。非常にこれは、そこに、学童保育の施設改善に行くまでに、乗り越えていかなきゃならん問題が、財政的なことも含めてたくさんあるわけですよね。そうなりますと、実際に今の学童保育の現状を、もう何年、子どももふえますね。何年続けていくのかということになるわけですし、本当に具体的に今の新庄小学校の現状を改善しなきゃならないというふうに認識をしていただければ、早くにそういう道がどうかということではなく、改善の方向を、これは学校の施設云々ということであれば教育委員会の管轄になりますし、放課後の留守家庭児童の対策ということであれば福祉になりますのでね。ただ、どっちになるから、あっちやこっちやということではなく、やっぱり子どもたちが健やかに育つための学童保育のいわば環境整備もしなきゃならないということからしますと、やっぱり早急にこの辺のことを考えていただきたいというふうに思うんですね。運動場を使えるようにする改善であったり、幼稚園の活用であったり、さまざまあるのではないかなというふうに思うんですけれども、これでは余にもひどい保育の保育所の、やっぱり実態ではないかなと思います。

その点の実態をどのように思っていたらいいのか、そして改善の方向ということ、これは両方の部局にまたがりますので、ぜひ市長の方からもお答えいただきたいというふうに思います。

藤井本副議長 総谷教育長。

総谷教育長 16番、高井議員の歴史教育についての再質問についてお答えいたします。

アニメのDVDを一つの例として、歴史教育についての要望をいただきました。学校で教える内容につきましては、公教育という観点から学習指導要領で基準が設けられて、その枠の中で教えていくということになっております。その基準に照らし合わせてどうなのかということ、まず考えていきたいと考えますし、また公教育では政治的な中立性ということも求められるわけですので、もしそういう場面ができた場合、そういう観点から慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本副議長 田宮部長。

田宮保健福祉部長 ただいま16番、高井議員の方からの再質問ということで、特に新庄地区の学童保育の整備についてご質問いただいたところでございます。

学童保育につきましては、窓口が、担当するところは児童福祉課で担当する形になるわけですが、この整備につきましては道路計画よりも特に現状を踏まえて、できるだけ早い時点でできないかというようなご質問もいただいております。この分につきましては、やはり今まで新庄地区につきましては空き教室を利用して事業の実施をやってきた経緯があるわけですので。そうしたことから、現在の学校整備の中で、将来的な空き教室の問題とかいろいろ含める中で、担当課で検討をさせていただいております。

けれども、将来的に空き教室もなかなか利用できないという実態が見込まれるわけでご

ざいまして、そうしたことから用地等の確保も新たに考えていかななくてはならないという
ようなことも考えられますし、計画としては平成20年、21年の、この期間の中で整備に向
けて取り組んでいきたいと、このように思っておるわけでございます。

それと、遊び場の確保という問題につきましては、当初この学童保育については各学校
の運動場を使用するということでの前提にはなっておらないわけでございます。そうした
ことの中で、そうした確保につきましては安全面等いろいろ問題もあるわけでございます
けども、その分、教育委員会部局とも共に検討していきたいと、このように考えておりま
すのでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

藤井本副議長 高井議員。

高井議員 歴史教育については教育長の方から基準に照らし慎重にということで、ぜひそういう対
応を、そういうことがあればお願いをしたいというふうに思います。

それと、学童保育についてですけれども、将来的にも空き教室もなかなか見込めないとい
うような状況の中で、平成20年、21年の間で何とかということも言っていただきました。
これはぜひ効率的な方法で子どもたちによりよい保育環境をつくるということで努力をし
ていただきたいというふうに思うんですけれども、今、忍海小学校が改築工事ということ
になっておりますね。仮設校舎を当然建ててるわけですけれども、その仮設校舎の一部を
工事終了後、建設後ですね、学校が。仕上がってから、学童保育の場所にというようなこ
とも、ちょっとその総務の協議会の場でもお聞きをしたように思うわけですけれども、こ
ういう形ができれば一番いいなというふうには思うんですね。お金もかけずに仮設校舎を
そのまま使えたらというようなこともあるわけですけれども、それぞれ、それが新庄小学
校でできるのかどうかということもありますけれども、それぞれ仕法の中で必要な横の連
携を持っていただきまして、ぜひ早いうちに過密な状況の中での学童保育の解消というこ
とで、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

藤井本副議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

次に、6番、阿古和彦君の発言を許します。

6番、阿古和彦君。

阿古議員 議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は2件です。

一つ目は学校施設内の遊具の安全についてです。

ことしの4月11日に岐阜県の小学校で綱渡り遊具が折れ、遊んでいた児童13人が転落し
てけがを負った事故は記憶に新しいですが、我が葛城市内の学校並びに幼稚園の遊具の安
全点検はどのようにされているのでしょうか。

二つ目は市内の公園の管理並びに管理責任についてであります。

我が葛城市には多数の種類のある公園がありますが、都市公園から地区の小さな公園まで、
どのような種類の公園がどれぐらいあるのか、その数と、公園の管理並びに管理責任の所
在はどこにあるのかをお聞きいたします。そして、公園内の遊具の安全確保はどのように

されているのかもお聞かせいただきたいと思います。

なお、再質問は自席から行います。

藤井本副議長 宮西教育部長。

宮西教育部長 6番、阿古議員のご質問、学校施設内の遊具の安全についてというご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、遊具の安全確保に係ることでございますが、平成19年4月12日付で学校に設置している遊具の安全確保について通達がございました。

また、6月7日には国土交通省より通知されました都市公園における遊具施設等の安全管理の強化についてを受けまして、文部科学省より各学校の施設遊具の適切な安全点検と安全管理に努めるようにとの指示がございました。

ご質問の点検の方法についてでございますけれども、点検の方法及びその間隔につきましては、文部科学省からの具体的な指示はございません。しかしながら、学校保健施行規則第22条の5におきまして、毎学期1回以上、児童・生徒・学生または幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないと定めておるわけでございます。学校におきまして必要があるときは臨時に安全点検を行うものとさせていただいております。これを受けまして、奈良県教育委員会が平成17年3月に作成されました学校安全指導手引きでは、定期の安全点検として毎期1回以上、計画的に、また教職員全員が組織的に実施する。場合によっては専門家の点検を必要とするとなっております。でございます。

葛城市の幼稚園、小学校の遊具の安全点検につきましては、教育委員会事務局職員の立ち会いのもと、年1回、業者により点検を実施し、修理の必要な遊具につきましては適切な措置をしております。さらに、幼稚園、学校現場におきましては毎月安全点検の日を設けて、目視なり打診等の点検を実施しております。今後も子どもたちの安全確保のため、教育施設の現場ともども、遊具の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

藤井本副議長 石田産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、6番、阿古議員の二つ目の質問でございます市内の公園の管理並びに管理責任、それと遊具の安全についてということでお答えをさせていただきます。

葛城市内には都市公園条例にまず掲載いたします都市公園が6カ所。それから、ふれあい公園条例に掲載いたします公園が1カ所、それから多目的広場条例、これに掲載いたします広場が1カ所、それから二上山ふるさと公園条例に掲載いたしますのが1カ所。それと公園条例、これは今までの児童公園でございますけれども、この児童公園ですが、この児童公園が38カ所ございます。葛城市の市の管理公園といたしましては47カ所の公園がございます。その公園ですけれども、そのほとんどが自治会等に日常管理をお願いしているところでございます。それから、葛城市には自治会で設置されました公園がございます。この自治会が設置されました公園につきましては28カ所、葛城市にございます。合計、葛城市にあります公園の数といいますのは、合計いたしまして75カ所の公園ということになって

まいります。

それから、管理責任でございますけれども、管理責任につきましてはそれぞれの条例に基づきまして管理担当課であり、そして自治会で設置されました公園につきましては自治会の管理責任ということになってまいります。

先ほど阿古議員のご質問にもありましたように、近年、遊具による事故が多発いたしまして、本市におきましても昨年度、公園係によりまして、専門の検査員を交えまして、担当課の管理するそれぞれの公園、そして自治会で直接設置されました公園、これらの公園をすべて遊具、フェンス、ベンチ等の一斉点検を実施したところでございます。その中で、Aランクといたしまして、危険度が高く、修繕、撤去の必要なもの、そしてBランクといたしまして不具合は認められるものの使用に耐えられるもの、そしてCランクといたしまして危険に影響しないものの3ランクに分類を行ったところです。本年度、19年度でございますけれども、このAランクの遊具から修繕にかかるべく、19年度予算といたしまして予算計上をさせていただいたところでございます。

今後におきましても、こういった点検を怠らず、子どもたちに安全な公園、遊具が提供できるよう監視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本副議長 6番、阿古議員。

阿古議員 ありがとうございます。

特に文部科学省の方は、近年の事故並びに平成13年に、実は箱ブランコ事故というのがありまして、ちょっと悲惨な事故だったんですけど、それ以降、幾度となく通達が出ています。平成14年の1月の通達によりますと、その中で、先ほどちょっとおっしゃってました国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針、平成14年3月11日付なんですけども、その中で点検維持管理段階、点検手順に従った確実な安全点検を参考にするようにということで通達が出ております。その一部を読まさせていただきますと、遊具の維持管理は、遊具そのものの性能確保に関する点検・修理にとどまらず、子どもにとって安全で楽しい遊び場であるという視点を持って行うことが必要である。遊具の構造を要因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行うとともに、定期的な補修などの維持管理を行うため、維持管理計画を策定し実行すると。なお、安全点検は、維持管理全体の中で最も基本的な作業である。安全点検には、初期の動作確認のために製造・施工者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検、専門技術者が行う精密点検があり、これらの安全点検を確実に行うものとする。特に、日常点検においては腐食・摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとするがあります。

と申しますのは、結局その遊具というのは、常にやはり点検をしていかないと摩耗したり消耗していくものだということやと思います。ですから、100%の安全というものはないのですが、それを100%に近づけるための点検の方法はどういうふうな点検をするべきなのか。先ほどおっしゃいました1学期に1回が果たしていいのか、それも遊具によ

と思うんですね。新しくできたものであれば、それでいいのかもしれない。でも、例えば木製のものであれば、大体耐用年数は10年とか15年でしょう。金属製のものでも20年とか25年でしょう。そうすれば、その定期点検の期間は短縮されるべきであり、そこに維持管理計画を策定する必要があるのではないかと思います。

その点について、再度ご質問いたします。

それと、先ほどの建設部長の方からの答弁で、葛城市には数多くの公園があるというのは理解しております。その中でやはり気になりますのが、都市公園、ふれあい公園、多目的公園、ふるさと公園、公園条例の公園、これは一部は自治会が管理していますが、責任は葛城市が負うということです。私が一番懸念いたしますのは、自治会が設置されて、そのまま公園として使われている28カ所とおっしゃった、その公園の部分です。

と申しますのが、こういう時勢ですので、子どもたちはリスクを負って遊ぶことが非常に好きですから、ある一定の危険を望んで、求めて動くものです。ですから、何が起こるかわからない。そして、起こったときには必ず、その責任はその管理者なり、その管理をしているところが責任を追及されるという時代です。そういたしますと、自治会で設置されて自治会が管理されている公園、ここで起こった事故について、それは自治会の方がその意識を持っていただいているかどうかです。もしそこで事故が起こった場合、それは自治会さんが責任を持たなくてはいけないのであれば、それは自治会さんにそのように説明されるべきやと思います。

しかしながら、今の状態から考えますと、自治会さんにそういうようなものを求めることはできない可能性もあります。それであれば、葛城市としてある程度の指導なり、安全管理をしていくべきものだと私は思います。その中で日本公園施設業協会というのが、遊具の安全に関する基準 J P F A - S . 2002 というのを出しております。これは公園管理の専門の業者たちが集まった会議やと思います。先ほどの国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に沿って、多分業者が出してきたものやと思います。また、それも参考にさせていただきまして、これから安全管理をしていただければと思います。

以上、2点について再質問とさせていただきます。

藤井本副議長 教育長。

総谷教育長 今、阿古議員の学校遊具の安全点検についての再質問でございますが、葛城市教育委員会としての遊具の維持管理ということについては、常に私こう考えております。

教育委員会がなすべきこと、そしてまた学校、また幼稚園現場がなすべきことということで、お互いに共同して安全を確保していくという考え方ですね。日々の点検、また月1回安全点検の日を設けて、点検項目を定めて見てもらう、これを学校現場で点検をしてもらう。だから毎月1回と日を決めて、安全点検の日が定められてると、そのときの点検項目もきちっとできてるわけですね。それは日々の点検。

教育委員会としては、それを、その報告を受けて対応もしていくんですけども、教育委員会としてのそういう安全点検につきましては、やはり専門的な立場から点検をしていく。これは年1回になるわけで、予算のこともありますから年1回になるんですけども、

専門業者を呼んできて、教育委員会にも1級建築士がおりますので、それが立ち会って、そして業者の点検項目に従ってきちっとされてるかどうかということを確認しながら遊具の点検を行っております。

以上でございます。

藤井本副議長 石田部長。

石田産業建設部長 阿古議員の再質問でございます自治会設置の公園における管理責任ということでございますけども、自治会、区の方からは、この公園の遊具に対しましてこういうふうな状況になつるといふ相談はよくいただきます。その中ではっきりと責任という問題につきましては、その時点では触れていないんですけども、遊具の修繕等につきましては当然、集落環境助成ということで、50%の助成をしながら遊具の修繕をお願いしているというのが現在の状態でございます。

今回、先ほど答弁申し上げましたように、遊具の安全度のチェックということにつきましては、市管理の公園の遊具だけではなく、自治会が設置されました公園の遊具につきましても、今回同一的に調査をさせていただきます、悪いものにつきましては改修なり撤去なり修繕なりということをお願いしているところでございます。

以上です。

藤井本副議長 阿古議員。

阿古議員 ありがとうございます。

葛城市では幸いにして、そういう事故等は現在、大きな事故は聞いておりません。それは今おっしゃっていただいた教育委員会なり各部署が、そういう安全に対して懸命に努力をさせていただいてる成果だと、私は思います。

ただ、これは必ず公園については、その遊具については耐用年数がある。特に高度成長期にできました、もう昭和50年代にできた公園の遊具は多分もう、見た目には使えそうでも、現実としてはいつ壊れるかわからない状況にあるということも頭に入れていただきたいなと思います。子どもたちは遊びを通して冒険や挑戦をして、心身の能力を高めていきます。それは遊びの大切な価値であり、冒険や挑戦には危険性も内在します。子どもの遊びにおける安全確保に当たって、危険性は可能な限り排除すべきです。しかし、危険にはリスクとハザードがあります。子どもたちが事故の回避能力をはぐくむ危険性、判断可能なリスクは損なうことなく、事故につながる危険性、ハザードは、つまり遊具の構造や維持管理の不備は完全に排除すべきです。子どもたちが安全に、そしてたくましく成長できるように、公園・学校、今回は触れませんでした、保育所も含めて、遊具の安全な維持管理を強く求め、私の一般質問を終わらせていただきます。

藤井本副議長 阿古和彦君の発言を集結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時22分

再 開 午後 2時00分

野志議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、白石栄一君の発言を許します。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第一は公共工事の入札、契約手続の改善についてであります。

昨年の9月、12月、さらに本年3月の定例会一般質問におきまして、葛城市がこれまで執行されてきた公共工事の入札結果に基づいて、一般競争入札の採用、業者間の談合や受注の偏り、一括した請負等の問題について取り上げてまいりました。これまでの議論を踏まえ、公共工事の入札、契約事務の改善、適正化に、どのように取り組まれてきたのか、改めて伺ってまいります。

まず、一般競争入札の導入についてであります。

この間の担当部長の答弁は、昨年の9月の定例会では一般競争入札の採用は1件で、他は指名競争入札で実施をした。中央建設審議会の中では土木が5億円、建築が7億円以上が望ましいと言っている。一般競争入札は競争性や透明性の確保、業者の意思の尊重、参加機会の増加のメリットが考えられるが、不良業者の参入、業者決定までの期間が長く、事務コストの増加などのデメリットがあるとの答弁でした。

さらに12月の定例会でも同様に、大規模工事については実施をしている。5億円、あるいは7億円程度が一般競争入札に適していると言われている。少額の分については指名競争入札が主体である。電子入札、郵便入札については、情報の収集なり検討を加えているとの答弁でしたが、先の平成19年3月の定例議会では、今までの本市の一般競争入札実施の基準としていた金額の引き下げを含めた一般競争入札の拡大を含め、協議を重ねているとの答弁がありました。これまでの不良業者の参入や事務コストの増加などのデメリットもあり、5億円、7億円程度の規模の工事に限定して採用してきた基準の緩和をして、一般競争入札を拡大するとの答弁であり、大きな前進であります。まだ3カ月程度しか経過をしておりませんが、その後の一般競争入札拡大への準備状況並びに3月の一般質問で取り上げた総務・国土交通両省の地方自治体発注の公共工事に関する談合防止策の素案の内容等が、その後どのようにまとめられ、どのような措置がとられようとしているのか、現在把握されている内容について説明を求めるものであります。

次に、忍海小学校校舎改築・改造工事の入札について伺ってまいります。

周知のように本工事は予定価格が6億3,500万円で、過去10年以内に類似工事の元請実績を有するものであること、経営事項審査結果が建築工事一式についての総合評点が1,100点以上などの資格要件を満たす事業者を対象に、平成19年5月11日付で告示され、6月13日に執行された条件つき一般競争入札において、入札に参加した5社のうち、2社が入札を辞退し、残る3社の入札価格が予定価格を大幅に上回り、不落となりました。このような条件つき一般競争入札は、過去に笛堂のスポーツセンターや林堂の市営住宅観音寺田団地などの実績がありましたが、一度として不落となった記憶はありません。

また、指名競争入札において、不落による随意契約が平成12年ごろまで行われましたが、その後、予定価格の事後公表などが実施される中で、不落という事態は解消されてまいり

ました。どうしてこのような事態になったのでしょうか。まず、本工事の入札経過について説明を求めるものであります。

次に、本工事は継続事業であります。子どもたちの授業が優先されなければなりませんし、地震・災害等から子どもの安全を確保する問題もあり、工事の遅延は最小限にとどめなければなりません。その後の対策と、再度の入札事務の内容、進捗状況について説明を求めるものであります。

次に、公共工事の執行能力の向上と業者の育成について伺います。

条件つき一般競争入札を拡大する、また指名競争入札を改善して、違法な談合を排除し、公正な競争の徹底とダンピングなどを防止するためには、行政に検査のできる職員、工程を管理できる職員を配置することが不可欠であります。1級建築士並びに1級建築施工管理技師等の建築土木にかかわる有資格者が本市に何名おられるか。また今後、育成、採用の計画をお持ちであるか。さらには地元業者の育成にどのように取り組まれているのか、説明を求めるものであります。

次に、本定例議会中に執行された後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の結果を受けて、吉川市長の所見を伺ってまいります。

このたびの広域連合議会議員選挙で、吉川市長は市長会の推薦を受け立候補され、無投票で当選されましたこと、まず最初に葛城市民の代表として歓迎をするものであります。

さて、奈良県後期高齢者医療広域連合は、昨年164通常国会で75歳以上の後期高齢者を、現在加入している国民健康保険や組合健保等から切り離し、各都道府県ごとに後期高齢者だけを被保険者とする独立をした後期高齢者医療制度が創設されました。これを受けて、昨年12月の定例議会におきまして、その運営主体となります奈良県後期高齢者医療広域連合の設立が議決されたところであり、この制度によって、これまで家族に扶養されていた人を含めて、すべての後期高齢者から保険料が徴収されることになりました。厚労省の試算では制度発足当初の1人当たりの保険料は6万1,000円になります。年金の月額が1万5,000円以上の人は、介護保険料と合わせて毎月約1万円の保険料が年金から天引きされることになります。

さらに、保険料の滞納者には国保と同じく短期保険証や資格証明書が発行されるなど、高齢者にとっては過酷で理不尽なものとなっています。広域連合議会は被保険者の保険料の決定や滞納者の資格証明書の発行など、高齢者の生活と健康にかかわる重要な事務を決定することになります。何よりも議会が被保険者、県民の声を反映をし、県民の利益を守る立場で、その役割を果たすことが強く求められていると考えますが、広域連合議会議員に選出された吉川市長はどのようなお立場で広域連合議会に臨まれるか、その所信について、まずお伺いをいたします。

さらに、高齢者の生活と健康を守り、県民の声が反映される広域連合議会への発展と市長の活躍を期待をして、連合議会の組織や議員の選挙の方法、任期などについて市長の所見を求めるとともに、改善に努力されるよう要請するものであります。

まず、定数の問題であります。現在の広域連合議会の定数は20であります。最低でも

39市町村とあわせ39とし、すべての市町村から議員が選出できるようにすべきであります。この点、いかがお考えでしょうか。所見を求めます。

さらに、選挙の方法についてであります。選挙の候補者は市議会及び町村議会の個人推薦の場合、それぞれの定数の総数の12分の1以上のものの推薦が必要とされています。市議会で23名以上、町村議会で25名以上の推薦者が必要であります。葛城市議会全員の推薦があっても、これでは立候補することができません。立候補者になることすらできないという、そういう状況です。この推薦者の数を大幅に緩和すべきではないでしょうか。所見を求めます。

次に、開票時期の問題です。今回の選挙では、それぞれの市町村議会ではばらばらな日程で行われ、25日の橿原市議会や27日の御所市議会の投票の動向で当落が決まるという状況になりました。事実上、それぞれの議会と議員の投票の秘密が守られていないのではないのでしょうか。投票は別々であっても、開票は同時に行うべきではないのでしょうか。所見を求めます。

さらに議員の任期の問題であります。規約9条では関係市町村の議員または長の任期によるとされ、広域連合議会議員が関係市町村の議員または長でなくなったときは、同時にその職を失うとされています。これでは関係市町村の議員の任期が来れば、その都度補欠選挙を行わなければなりませんし、しかもそのほとんどの場合、定数1の選挙となります。最も多い場合でも一斉地方選挙に当たっている議員のときで、市議会では定数3の選挙となります。これでは立候補も当選もさらに困難となり、とても被保険者や県民の声を反映することなどできないのではないのでしょうか。関係市町村の議員や市町村長の任期にかかわらず4年間の任期とし、関係市町村の議員は、または長でなくなったときは、補欠選挙で当選した議員の残任期とし、改めて規定された定数で一斉に同時に選挙を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。所見を求めます。

以上であります。再質問は自席から行わせていただきます。

野志議長 高木部長。

高木都市整備部長 17番、白石議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の一般競争入札導入の準備状況についてでございますが、本市におきましては以前より設計金額の高額な工事につきましては、その都度、業者選定委員会に諮りまして、一般競争入札を実施しておりましたが、19年度より一般競争入札実施要領を定め、本要領に基づき土木建築工事の一定基準額を定めまして、現在公共工事の品質確保の促進に関する法律を踏まえまして、国が談合防止のために推進しております総合評価方式の導入も検討をしながら、今後、県、近隣の市町村の動向も見ながら業者選定委員会に諮り、一般競争入札の充実を図ってまいりたいと思えます。

次に、2点目の忍海小学校校舎改築改造工事の入札結果についての入札の経過でございますが、平成19年4月16日に業者選定委員会を開催し、建築一式工事について奈良県内の本店及び営業所を有する業者で、総合評点値1,000点以上、ただし特定共同企業体代表者にあつては1,400点以上であること、また入札参加者が4社未満になった場合は入札手続

を中止するとの条件により、平成19年4月23日の新聞等で公告をいたしました。申請期間につきましては、平成19年5月1日から5月7日まで受け付けを行いました。村本・鍛冶田特定共同企業体、代表者、村本建設株式会社、浅沼・中和特定共同企業体、株式会社浅沼組の2社の共同企業体の申請のみでございましたので、19年5月8日に入札手続を中止といたしました。1回目の入札が中止となりましたので、平成19年5月7日に業者選定委員会を開催いたしまして、前回の入札条件について再度協議を行いました。葛城市建設工事入札参加資格者のうち、建築工事一式工事について、奈良県内に本店及び営業所を有する業者で、総合評価価値1,100点以上とし、入札参加者が3社未満になった場合は入札手続を中止と決定いたしました。同じ公告につきましては平成19年5月11日とし、公告については前回と同じ方法の新聞等で公告を行いました。申請書の受け付けにつきましては平成19年5月18日から5月21日までとし、その結果、株式会社浅沼組、大鉄工業株式会社、株式会社鍛冶田工務店、村本建設株式会社、株式会社中和コンストラクションの5社により申請があり、その後、株式会社浅沼組、大鉄工業株式会社の2社は辞退をされました。したがって、残りの株式会社鍛冶田工務店、村本建設株式会社、株式会社中和コンストラクションの3社によりまして、平成19年6月13日に入札を行いました結果、先ほどの指摘のとおり入札は不調となりました。

今後の入札の事務の進め方と現在やっておるわけですが、平成19年6月14日に再度業者選定委員会を開催いたしまして、葛城市建設工事入札参加資格者のうち建築工事一式工事について、前回と同じように総合評価点1,100点以上であること、入札参加者が2社未満になった場合は入札手続を中止と決定いたし、平成19年6月18日に公告、申請書の受け付け開始は平成19年6月22日から25日までといたしました。入札日を平成19年7月13日と決定し、現在、手続期間中でございます。今回も予定価格を公表しておりますが、不測の事態のことも考えまして、入札が不調になった場合の随意契約は行わないという項目を、公告には記載してはおりません。

次に、入札の不調の理由でございますけれども、最近の新聞・テレビ等で一般競争入札において参加業者の数が少なく、入札が成立しない傾向が多数あると報道されたり、報告されております。近隣の町でも本市と同じように、入札金額が予定価格よりということで上回りました、不調に終わっていることも聞きますが、原因を特定できるものはわかりかねるということでございます。

次に、公共工事の執行能力の向上と業者育成についてでございますけれども、本市におきましては工事の監督管理を行っております技術職員を初め、管理職員につきましても管理能力や技術の向上のための講習会等へ積極的に参加を願ひまして、その資質の向上に努めるとともに、本年度、本市における工事監督要領を作成し、発注者として安全管理はもとより、工程管理、工事内容管理をより一層徹底してまいりました。また、年度内における事業執行計画の熟度を高め、適切な執行に努力してまいりたいと思ひます。

一方、受注者であります建設業者におきましては、公共事業の趣旨を再認識願ひながら、労働安全衛生講習や技術講習への参加を促してまいりたいと思ひます。今後市民の皆様か

ら信頼が得られる公共事業の適切な執行により、一層努力してまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

野志議長 市長。

吉川市長 ただいま白石議員の方から後期高齢者の医療広域連合の議会議員として選出をされましたことについての所見を問われたわけでございます。

初めてのことでございまして、そうした状況の中で大変意義深い、あるいはまた大変重要な責務であると深く受けとめているところでございます。今回の広域連合議会議員の選出につきましては、ご案内のように医療制度改革によりまして現行の老健制度が平成19年度で廃止をされました。20年度から今までの老健対象者である75歳以上のすべての人が加入をする、新たな独立した保険制度が創設をされたところでございます。奈良県の全市町村が加入をする広域連合が実施主体となりました。平成20年4月からスタートをすることとなったところでございます。

この広域連合は多様化いたしました広域行政の適切かつ効率的に対応するために、平成6年の地方自治法の改正により創設をされました新しい制度でございます。より民主的で、開かれた組織を構成するために、執行機関及び議会の議員の選出については選挙による方法が義務づけられたところでございます。このような中で、このたび市長会の推薦をいただきまして選出をされ、市長会の期待を担っているところでございまして、また広域連合の議会運営の場において議論を重ねていくわけでございます。きょうまで培いました医療制度等につきましても知識と経験を生かしながら、さらに研さんをいたしまして、奈良県全体の高齢者の立場や広域的な見地に立脚して、より運営がスタートできますように努力をしてまいりたいというふうに思う次第でございます。

また、広域連合議会に参加することによりまして、葛城市民や葛城市行政にとりましても、よりよい貢献ができるように心がけてまいりたいというふうに思っている次第でございます。そうした中で三、四点の所見があるわけございまして、順序が少し前後するかもわかりませんが、今現在、所見として述べられる範囲のことについて申し上げたいと思います。

先ほども少し申し上げましたが、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の第7条と8条にお尋ねの選挙に関することが定められております。

まず、第7条の中で議員の定数を20人に限定いたしましたことは、公共団体のように行政全般を審議する議員さんと違いまして、後期高齢者医療に関することだけを審議する議員であるということ。また、全国の多くの例を見ましても、その県内市町村の半数程度とすることにより、効率的運営ができるようにされております。また、20人の定数の中で市町村長が10人、議会議員が10人とされることにつきまして、市町村を代表する立場と被保険者や県民を代表する立場をあわせ持った両方の意見を反映をさせるために、ともに選挙で選出された住民の代表であることから、同数とされた次第でございます。

次に、第8条関係では、市町村長や市町村議長会におきます推薦とされておりますことは、県内すべての市町村長、市町村議会議員が所属される中で、知識や経験、そして特定

の地域に偏ることのないように、地域のバランスをも考慮して、できる限り多方面の意見を反映されるように配慮をされたこととございます。そして、議員定数の12分の1の推薦をもって個人推薦で立候補することができる制度が加味されたことにつきましては、高齢者医療に関し、共通の意見や立場を持つ代表者の意見が反映できるよう、民主的で開かれた運営を目指したことによるものとございます。

また、住民による直接選挙を行わずに、間接選挙の方法を選択されたことにつきましては、議員の任期がそれぞれの市町村における市町村長や議会議員の任期でありまして、欠員が生じるたびに選挙をすることにより、多額の費用を要すること。間接選挙であっても、選挙人自体が住民に選挙で選ばれた公人であることから、住民の意見を十分に反映できること等を考えられたこととございます。このように、現時点におきましては被保険者の意見の反映と効率的な運営ができるバランスのとれた制度と判断をしているところでございます。

しかし、葛城市といたしましては、今後、保険料の設定や保健事業など、いろいろ議論がされ、決定されていく中で、高齢者の方々の立場に立って被保険者の意見が少しでも反映できますように、被保険者の代表が参加できる運営協議会のような新しい組織をつくり上げていただくことを強く要望しておりますことを、ご報告を申し上げます。

以上、所見といたしたいと思っております。

野志議長 17番、白石栄一君。

白石議員 それぞれ部長並びに市長からご答弁をいただきました。

まず、一般競争入札の導入の問題についてであります。

確かに3月の定例議会の答弁から3カ月しか経過をしていないということもあり、3月の定例議会で答弁された今までの本市の一般競争入札実施の基準としていた金額の引き下げを含めた一般競争入札の拡大を含め、協議を重ねていくとの答弁、これは実際に具体化するということはなかなか困難であるというふうには理解はできます。

しかし、この間の一連の議論の中で、また国が地方自治体発注の公共工事に関する談合防止策等を、素案をまとめて地方自治体に提示をすると、こういうふうな環境、あるいは指名競争入札において代表的には名古屋の地下鉄における談合問題、近くでは、枚方における焼却炉にかかわる談合問題などによって、入札契約の改善が大きく一般競争入札へと傾いてるというふうな状況があるわけですね。これらをやはりきちっと受けとめて、真剣に、一般競争入札といってもちゃんとした条件つき一般競争入札の導入ということを検討していただきたい、このように思います。

和歌山県の入札改革について、少しお話をしておきたいと思っております。

この6月18日に県の発注の工事をめぐる官製談合事件で、前知事が逮捕、起訴されたこと、このようなことがありました。それを一つの糧にして、新たに入札改革を打ち出しています。県と市ではもちろん規模が違いますので、同じようにはいきませんが、本市の一般競争入札の導入や拡大に当たって、参考になる視点があると考えますので、ご紹介とあわせて、よりよい制度の改革を求めて、この場で提案をしておきたいと、このように思います。

和歌山県の新たな入札制度改革は、競争性を高めるために指名競争入札を全廃をして、すべての公共工事に条件つき一般競争入札を導入することを提言していますが、ただ競争を促すだけではなく、生き残るべき業者が生き残る、このための施策が盛り込まれているのが特徴であります。その一つがコンプライアンス評価であります。災害復旧や環境保護などの社会貢献度を数値化してランクづけに反映をし、悪質業者を排除する、このようにしています。

また、入札参加者を地元業者に限定する地域要件は最終的には撤廃の方針を打ち出していますが、一気になくせば業者が壊滅する地域が出てくるとして、段階的に緩和をすることとしております。談合は違法な行為ですから排除は当然ですが、公共工事の品質悪化を防ぐために、ただ安ければ安いほどよいということではなく、地域の中小企業が資本力で淘汰されないように、地元建設業界の保護育成策が盛り込まれているのであります。この視点が私は大事ではないかというふうに思います。

また、政府のサイドから入札改善について矢継ぎ早に答申や対策が出されていますが、政府の考えは一般競争入札の導入によって、まず徹底した競争原理を導入しようという点が中心で、品質に大きな問題がなければ1円でも安いほどよいという考えが主流だったんです。さらにスーパーゼネコンや大手ゼネコン主導で、地方を含めた業界の再編淘汰を進めるとというのが考え方ではないでしょうか。これでは地方でまじめに頑張っている地元業者は消滅しかねません。入札制度の持つ意義は、言うまでもなく社会資本の整備であります。もう一つ大事なことは公共事業の予算を通じての地域の産業政策、つまり地域経済の循環をつくり活性化をすることです。入札制度は中小の元請業者が圧倒的に多数を占める地域の業界の現状に合わせて、受注機会の均等を図るための条件つき一般競争入札として、その条件とは資金、資本金、技術力、工事实績、経営状況等によるランクづけを行うことです。ランクづけは建設業者の階層と数を考慮して、入札参加資格審査の基準の透明性を確保し、公正、厳正な実施で一括下請等の防止をいたします。この点ご提案いたしました。どのようなご所見でありましょうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

次に、忍海小学校校舎改築改造工事の入札結果についてであります。

高木部長の方から詳細に、その経過についてご報告、答弁をいただきました。当初JVで一般競争入札を実施をすることを試みましたが、残念ながら2社のみで終わり、実際に成立しなかった。さらに2回目は、先ほど申しましたような条件で入札を実施したわけですが、予定価格が6億3,500万円に対して、鍛冶田工務店が6億5,500万円、入札予定価格の2,000万円のオーバーであります。村本建設は6億8,600万円、5,100万円のオーバー、中和コンストラクションは6億9,500万円、6,000万円のオーバーとなっています。浅沼組、大鉄工業はそれぞれ指名停止や技術者が配置できない等の理由で辞退をしているわけであり。どうしてこのような状況になったのか。先ほど私申しましたけれども、私も24年間、旧新庄町から葛城市にわたり、議員として工事請負契約の議案について議論をしてまいりましたが、このような事態は初めてであります。

ところが、同じくして6月18日に執行された白鳳中学校北館棟地震補強大規模工事改造の指名競争入札ではどうであったかということ、私は関心を持って調べました。そうしますと、予定価格が9,140万円でした。これに対して落札者は鍛冶田工務店でした。落札価格は7,330万円、何と落札率80.20%、かつてない低額な入札価格であります。マイナスの1,810万円であります。さらに村本建設は8,830万円、落札率96.61%、中和コンストラクションは8,400万円、91.90%、新和建设は8,780万円で96.06%でありました。13日の入札と同様に浅沼組は辞退をし、さらに森本組、森組も技術者を配置できない、あるいは指名停止等で辞退をしているわけであります。この二つの入札を比較して、どのようにお感じになったでしょうか、どのように分析をすればいいのか。これはやはり公共工事に対する業者の、先ほど高木部長が言いましたように、公共工事の趣旨をしっかりと自覚をさせていただいて、入札に参加してもらおうというふうなお答えがありましたけれども、そのようなことは本当に業者に浸透し、自覚されているのかどうかという結果になっているのであります。しかも、高木部長がご答弁されたように、このような結果は広陵町や、あるいは斑鳩町でも実際に起こっている。全国的にも一般競争入札については指名されていないんだから、とりたてて参加を控えているというか、必要がないというか、そういう状況が生まれているわけであります。

しかし、鍛冶田工務店にしても村本建設にしても、浅沼にしても、森本、浅沼組にしても、これは私が議員になったときからの長い長いおつき合いのある業者であります。この業者が一転をして条件つき一般競争入札において不落という、そういう事実を葛城市民、我々議会に突きつけてきたというふうにしかとらえられないわけで、これは市民も議会をなめているのではないか。言葉は悪いですが、私は怒りでいっぱいです。皆さんはこのような事態、どのようにお考えでしょうか。こんなことがあっていいものかと言わざるを得ません。それが本葛城市だけの事例だけではないということになれば、業界全体の問題として私は許せない。このように思いますが、この点について13日の入札結果と6月18日の入札結果についての明快なご所見を改めて伺いをしたいと思います。

不落となったわけですから、これは当然事業に着手できないということであります。しかし、先ほど申しましたように小学校の大規模な改築改造工事でありますので、これらを継続事業といえども遅らすことはできません。その点については素早く手だてをとっていただいているということが明らかになったわけでありますけれども、随意契約を行わないということを明記してないという、何とも弱腰な対応だなと思いつつも、これまたこの業者の不落になった事態について怒りが込み上げてくるわけであります。この間の議論で、公共事業は確かに毎年、毎年、最近では総額が縮小しているけれども、公共工事が執行されています。業者自身が本当に真剣に工事を受注をし、葛城市の社会資本整備に協力をするというならば、来年があるから、再来年があるから、いやいやそれどころか、また後に、今年中にこういう発注があるから、今度はそれでいいんじゃないかと、こういう発想をしているのではないか。もし、これが民間の設備投資事業であるならば、これは10年に1回あるか、そんなことでありますから、当然これは業者も真剣にやるでしょう。これは私も

想像できます。

しかし、公共工事だからといって、毎年あるからといって、このような事態を許していたんでは、これはそれこそもう公共工事を、それこそ絞って絞ってもう発注しないというぐらいの覚悟で対応しなきゃならんみたいな極端なことを言わざるを得ない、こんな状況になりかねない。そういう意味では、私はこの問題を真剣に受けとめて、業者の意向なりを、どうしてこういう結果になったのかということの原因の究明をしていただきたいということ、ここで強く求めておきたいというふうに思います。

次に、後期高齢者の選挙にかかわっての問題等について、お伺いをしてまいりたいと思います。

市長は初めて広域連合議会の議員となり、その意義を深く受けとめて、高齢者の立場に立って、また市民や行政にとって役立つように頑張りたい、こういうご所見をいただきました。本当に大切な制度であり、またその制度を支える議会であるということのご認識だというふうに思います。まさに市民や行政にとって貢献をしていただくとともに、広く県民、高齢者の声を議会に反映をしていただきたい、このことを求めておきたいというふうに思います。

選挙にかかわる第7条、第8条にかかわって、改めて強調し、所見をお伺いしておきたい。

広域連合の議会議員及び長の選挙を規定した地方自治法第291条の5第1項は、広域連合の議会に議員は政令で特別に定めるものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により、または広域連合を組織する地方公共団体の議会において、これを選挙すると記しております。また、第2項では、広域連合の長は政令で特別に定めるものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により、または広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙すると規定をされています。

つまり議会議員の選挙の方法、あるいは広域連合の長の選挙の方法は、広域連合の選挙人による直接選挙と、広域連合を組織する地方公共団体の議会による選挙という二つの方法が認められているわけであります。これは広域連合が一部事務組合に比べると、それを組織する地方公共団体から一定の独立性を有していることから、広域連合区域の住民の意思が反映する直接選挙方式の可能性を定めたものであります。長も同様であります。

広域連合は普通地方公共団体に準じた扱いになっているのであります。住民による直接選挙を認めている、この法の趣旨を真摯に受けとめるならば、定数の拡大をすることはもとより、選挙の方法そのものを抜本的に改善をすべきだと、私は考えます。市長はそれぞれの市町村の意思が反映できるように工夫をしている、効率的な運営を目指している等々ご答弁をいただきましたが、法の趣旨というのは一部事務組合とは大きく違っている。当然、一部事務組合の選挙についても、その規定についても、直接選挙を否定はしていません。その可能性を書いております。しかし、広域連合については明確に本則において書かれているという点を、私はしっかりと受けとめるべきだと考えております。この点につい

て改めて、この規定、地方自治法第291条の5の規定に基づいて、どのようにお考えか、お伺いしておきたいと思ひます。

次に、現代日本の選挙において確立された原則というのは普通選挙であり、平等選挙であり、秘密選挙であり、直接選挙、あるいは任意選挙という五つの原則であります。今回問題にしたいのは、投票の秘密の問題です。投票に際しての意思決定の自由を確保するため、だれがだれに投票したか、外部から判明しないようにするためのものが投票の秘密ということであります。開票がばらばらで、個々の市町村議会の投票結果が順次明らかになってくれば、後から投票する議会の票の調整は、これは可能になります。これは明らかに投票の秘密の原則をないがしろにしていると云わなければならないと思うわけですが、いかがお考えでしょうか。この点について、改めてお伺いしておきたいと思ひます。

野志議長 副市長。

岡本副市長 白石議員の再質問にお答え申し上げたいと思ひます。

一般競争入札ということで、昨年の9月、あるいはまた12月、今年の3月ということで、いろいろご質問いただいております。白石議員もご存じのように、以前の工事につきましては約5億円というような形で制限を設けておりました。19年度から引き下げるとということで、約1億円というふうな形の中で一般競争を実施しておるのが現状であるわけでした。今後、今の金額的につきましては協議を重ねていながら、できるだけ金額を下げた段階で一般競争をやっていきたく、このように考えておる次第でございます。

また、和歌山あるいはまた名古屋の談合問題ということでご指摘があったわけでありまして、我々としても安けりゃええというもんじゃないわけでありまして、今、ダンピングの問題、いろんなことを言われておる中であるわけでありまして、その辺につきましても職員が一丸となって対応してまいりたいと、このように思ひます。

忍海小学校の関係でありまして、いわゆる1回目は不調に終わり、あるいはまた2回目も不落であったというふうなことで、原因はどこにあるかというようなご質問であるわけでありまして、一つは業者が来ないというのは、私の私見ですけども、いわゆる全国的な談合の問題で指名停止になっておる業者、そういうような問題、あるいはまた先ほど言いましたようにダンピングが激しく行われておるというような関係の中で、なかなか採算性が難しいというような問題、それから皆さんご存じのように中国の景気と言いますか、非常に骨材、特に鉄骨、あるいはまたクラッシャー関係、非常に骨材が上がってきておる関係があるわけでありまして、私どもといたしましても、いわゆる設計につきましては県の歩掛かり、あるいはまた建設物価というようなことを基本にしながら設計をしてもらっておる、その辺の中で、最近にはギャップがあるんじゃないかなというふうにご存じであるわけでありまして、

またそれと、不落になりました業者につきましては、私個人的に役所へ呼びまして、そういうことのご注意をさせていただきました。やはりいわゆる入札辞退、その内容につきましても、いわゆる技術者が不足してるとか、そういうようなことのご理由があるわけ

でございます、白石議員おっしゃるような長年のつき合いの中での業者であるわけですので、できるだけ一生懸命ということであるわけでございます、その分につきましては私の方から篤と注意を申し上げたというようなことでございます。

白鳳中の問題につきましても、私も驚くような格好でございますけれども、ある程度そういうようなことも考慮に入れていただいて、公共事業という形の中で落札した値段ではないかなというふうに思っておるわけでございます、今回の忍海小学校の3回目の入札というのになるわけでございますけれども、その辺業者につきましても公共性ということを考えながら入札に参加をしてもらえるものであるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

野志議長 杉岡部長。

杉岡市民生活部長 2点目の白石議員の質問の中で、直接選挙、間接選挙ということの法的な意味の解釈と運用というふうなご質問であったわけであります。

先ほど市長の方で述べられましたとおり、現在、間接だけの選挙を行っておるわけですが、住民のよりよい意見を反映するための方策といたしましては、直接選挙という規定がございますわけですが、何分、先ほど市長からコメントがございましたように多額の費用がかかりますこと、それから多額の時間がかかりますことから考えまして、間接選挙、いわゆる選挙人が選挙で選ばれております公人で行われるというふうな見地から考えますと、現在の方のやり方というのが一つのバランスがとれた、先ほど市長が答弁させていただきましたとおりかと思えます。

ちなみに今年4月の統一選挙を、奈良県の知事選挙、県議会議員の選挙に係ります費用でございますが、4億9,500万円ほどの予算で執行されているというふうなことを聞いております。この費用につきましては、広域連合につきましてはそれぞれ、この選挙の費用がそれぞれの市町村の負担になるというふうなことも考えますと、やはり今現在の間接選挙のあり方がスムーズに執行できるように思うわけでございます。

続きまして、その選挙結果が、機密がばれるというふうなご指摘があったかと思えます。これも公職選挙法にのっとりまして、この選挙が施行されておるわけでございます。ただ、公職選挙法にかかわる中で比例区に該当する分につきましては除くというふうな規定でございます、ほとんどの選挙の執行の方法につきましては公職選挙法にのっとりまして施行されるわけでございます。したがって、その機密が漏れるというのはお互いの自分の立場を同じくする、意見を立場にする議員さん同士の連携の中での、あくまでも推測であろうかというふうに考えておまして、我々、その機密が漏れるという部分につきましては、なかなか質問の中の理解が、趣旨が得られないというふうな状況でございます。

以上でございます。

野志議長 白石議員、残る時間はわずかですので、簡潔にお願いします。

白石議員 3分です。

忍海小学校の改築並びに白鳳中の大規模改造とのかかわりで、業者の対応について、私は非常に憤りを感じているわけであります。何かお願いをしなければ入札に参加してもら

えない。落札してもらえない。こんなことを突きつけられたのではないか。ばかにしているのでは、こういう業者は、私は指名業者から外すべきだということを、この場ではっきりと言っておきたいというふうに思います。

後期高齢者の医療広域連合の選挙の問題であります。

私は直接選挙をやれとは言っていません。この法の趣旨をきちっとやっばり受けとめて、やはり民主的に定数の問題なり、あるいは推薦人の問題、あるいは議員の任期の問題、これを民主的にやっばりやるべきではないのかということ提起しています。

しかし、今、部長が費用の問題を言いました。4億9,500万円かかると。しかし、これは地方自治体が望んで広域連合を設立したわけではありません。これは国の法律によって広域連合を押しつけてきたわけでありまして。地方自治法には本来、自主的に地方自治体が広域連合を設置する規定があります。そういうことではないんですね。

あと1分です。

そういうことで、私は改めてより一層の民主的な選挙を行えるように、今後の市長のご活躍を祈念して質問を終わりたい、このように思います。

以上です。

野志議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第6、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事案はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

野志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

21日の開会以来、議員の皆様方には慎重に審議をいただきました。また、格段のご協力

によりまして、本日までの会議運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これを持ちまして本定例会が閉会するわけですが、閉会中には各常任委員会並びに議会運営委員会におきましては視察研修が行われる予定であります。議員各位におかれましては、研修によってさらに研さんを積んでいただき、今後の市議会運営に役立てていただきますようよろしくお願いいたします。

また、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き平成19年度葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

吉川市長 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る6月21日に開会をされました葛城市議会平成19年第2回定例会が、本日、全日程を終えていただきまして閉会となりました。その間、提案をいたしました全議案、慎重審議をいただきまして、いずれも原案どおり可決承認を賜りましたことにつきまして、厚く感謝を申し上げます。

また、会期中に寄せられました貴重なご意見、ご提言、職員一同がしっかりと受けとめまして、明日からのまちづくりに邁進する所存でございます。議員皆様におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻をお願いを申し上げます。

今年は梅雨の、今、時期でございますけれども、空梅雨とも言われておるところでございます。大変水も心配をするわけでございます。また、なお一層暑さも厳しさを増すわけでございます。議員の皆様方には健康に十分ご留意をいただきまして、市政の発展のために活躍をされますことをご祈念を申し上げます。簡単でございますけれども閉会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

野志議長 以上で平成19年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時04分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 野 志 昭

議 会 副 議 長 藤井本 浩

署 名 議 員 藤井本 浩

署 名 議 員 亀 井 一二三